

平成27年2月24日

千葉県京葉地区に係るタクシー事業適正化・活性化協議会の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」という。）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定されることとなり、千葉県京葉交通圏につきましても準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

今般、本年1月30日に改正特措法に基づく特定地域の指定基準が制定され、京葉交通圏が当該指定基準に示された数値等の指定要件に適合し、平成27年2月2日付け関自旅二第1591号により関東運輸局長から、当協議会あてに特定地域への指定に係る希望の有無について判断を求める通知があったところです。

つきましては、特定地域への指定に係る当協議会としての希望の有無について審議を行うため、京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画したい方は、開催日の30日前（3月11日・水曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成27年4月10日（金） 15:00
2. 場所 ホテルグリーンタワー幕張 4階「ロイヤルクレセント：ウエスト」
千葉県美浜区ひび野2-10-3
3. 予定している議題 (1) 設置要綱の改正について
(2) 特定地域への指定に係る希望の有無について
(3) その他

【問い合わせ先】

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門
電話 043-243-2460